

## 会議録

名称	第3回個人情報保護制度のあり方検討小委員会
日時	令和4年5月10日（火）午後6時30分から午後9時まで
会場	目黒区総合庁舎4階 特別会議室
出席者	（委員）浅田、植野、岡田、前田、宮内、森田 （区側）情報政策推進部長、行政情報マネジメント課長、事務局
傍聴者	なし
配付資料	資料1 第2回小委員会の検討結果 検討事項2 開示請求に係る手数料について 資料2 第2回小委員会の検討結果 検討事項3 条例要配慮個人情報について 資料3 第2回小委員会検討結果 検討事項4 個人情報ファイル簿以外の帳簿の作成・公表について 資料4 第2回小委員会検討結果 検討事項5 開示・訂正・利用停止の手続きについて 資料5 個人情報保護制度改正 検討用個票6（開示・訂正・利用停止の手続き） 資料6 個人情報保護制度改正 検討用個票7（審議会の今後のあり方） 参考資料6-1 施行令・規則・ガイドライン概要資料 参考資料6-2 個人情報の保護に関する法律施行令 参考資料6-3 個人情報の保護に関する法律施行規則 参考資料6-4 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）
会議次第	1 個人情報保護制度のあり方検討小委員会委員長あいさつ 2 議題 （1）第2回小委員会の諮問事項の検討結果の確認 ア 開示請求に係る手数料【条例必須規定】 イ 条例要配慮個人情報【条例任意規定】 ウ 個人情報ファイル簿以外の帳簿の作成・公表【条例任意規定】

	<p>エ 開示・訂正・利用停止の手続き【条例任意規定】</p> <p>(2) 諮問事項の検討（目黒区の独自措置について）</p> <p>ア 自己情報開示請求における不開示情報等【条例任意規定】</p> <p>イ 審議会の今後のあり方【条例任意規定】</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 第4回小委員会開催予定 令和4年5月31日（火）午後6時～午後8時 会場 目黒区総合庁舎4階 特別会議室</p> <p>(2) その他</p>
<p>発言の記録</p>	<p>別紙のとおり</p>

## <第3回小委員会発言記録>

### 1 個人情報保護制度のあり方検討小委員会委員長あいさつ

委員長	<p>定刻を過ぎましたので、ただいまより第3回個人情報保護制度のあり方検討小委員会を開催いたします。いつものことなのですが、新型コロナウイルス感染症対策ということで、不織布のマスクはつけたままでお願いいたします。また、折を見て手指の消毒もお願いいたします。空調を用いた機械換気を実施しておりますが、窓を開けての換気も実施しておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>本日傍聴人はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>(事務局から「なし」の返答)</p> <p>それでは、というのはもう皆さん、事務局から言われなくてももうおわかりだと思いますが、委員1名だけがちょっとまだお見えでないんですが、他の先生方はお揃いということです。</p> <p>(事務局から委員の出席状況について説明)</p> <p>それでは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。</p> <p>(事務局から配布資料の説明)</p> <p>はい。ありがとうございます。それでは早速次第に沿って始めて参ります。私から一言ご挨拶をさせていただきます。国からの情報が小出しになっていて、ちょっとずつ見えてきたところに確定版が出たところですので、これでいろいろわかってくるように思います。今まで議論してきたペンディングになったことも、これである程度形になってくるかなと思います。また時節柄、いろいろ変な天気が続いておりますので、委員の皆様もくれぐれもご健康に留意しつつ、議事を進めていければと考えてございます。</p>
-----	---

### 2 議題

#### (1) 第1回小委員会の諮問事項の検討結果の確認

委員長	<p>それでは早速議題に入って参ります。次第の2、第1回委員会の諮問事項の検討結果の確認について、記載の4点のほか、これまでの小委員会後に判明した事項や事務局で確認するとされていた事項があれば、まとめて区から説明をお願いいたします。</p> <p>(区から説明)</p> <p>ありがとうございました。ただいま、ご説明をお受けした検討結果でございますが、この点につきまして、皆様方からご意見等ございましたらお願いいたします。委員どうぞ。</p>
委員	<p>検討結果の2～4について、修正意見ということで配らせていただいたんですけど、非常によく事務局にまとめていただいているんですが、若干、てにをはも含めてですね、気にな</p>

った点に手を加えたものです。どうでしょう。一つずつやった方がいいですかね、時間がかかるんで、趣旨はですね、わかりやすさとそれと、ちょっとここは、議論の内容がちよっと違ってたなという点も若干ありましたのでそこに手を加えたものです。

例えて言いますと、資料1の1、1番初めの検討結果2の写しの作成で、①のどこなんですが、手数料って書かれたんですけど、議論の中で選定にかかるというふうに明確に整理してたような気がしたのでね、そこは、要は交付の時の手数料と違うよというのを明確にしたほうがいいんじゃないかと。そんなような形でまとめております。あと④のところは、規則で定めたほうがよいのではないかということではなく、条例事項をどうするかですので、規則で定めることということをしかり条例化しなくちゃおかしくなっちゃうと、いうことであります。こんなような形で、気がついたところをですね、入れたものでございます。こんな多くなるなんて思ってなかったんですけども、このような形で、気が付いた点に手を加えたというものでございます。趣旨はそういうことです。

委員長 委員から、議論の趣旨に沿って、もう少しこのように手直しをした方がよいということですよ。このように直していくと最終的に、資料に基づいて審議会に報告するペーパーを作る際も、この個票ベースで修正を踏まえて提出すれば、労力があまりかからないのではないかということで、この段階で細かく修正しておいたほうがいいんじゃないかというご提案でございますか、先生方いかがでございましょうか。

委員 はい。

委員 大変ありがたいと思います。

委員 今、委員長さんがおっしゃっていただいたように、ちょっと細かく見たのはですね、実は第1回のときに、小委員会の報告書について、ペンディングになっていたと思うんですね。それで、非常に事務局がよくまとめていただいたので、この検討結果ですね、これを報告書のコンテンツにして、こういう議論をしてこういう結果になったというのがまとめられるんじゃないかと。それに、検討資料の個票を資料として後ろにくっ付けると。もうそれで十分に審議会や区民の皆さんに対する小委員会の報告になるんじゃないかなというふうに考えてまして、そうすると事務局の方の負担もですね、委員長さんがおっしゃったように、そんなかからずに、報告書として適切なものがまとまるんじゃないかと。こういうふうに考えまして、報告書がペンディングになっていたので、こんな形式はいかがでしようかという、提案なんです。いかがでしようか。

委員長 皆さまいかがでしようか。そうすると、我々のみならず、事務局の負担もだいぶ減るということですが。よろしゅうございますか。

(「はい。」という声あり。)

委員長 では、検討の個票をベースに、最終的にはこれをできるだけ生かす形で報告書の作成にもつなげていくということで。ありがとうございます。他に各委員の方からございますでしょうか。委員どうぞ。

委員 今日頂いた資料で、資料8の1のところなんですが、所管課に検討いただいたところな

んですが、個人的にはそうかなと思うところありまして。②のところ、基本理念を入れることが改正法の目的を超えることになるから、結果的に不適切であるというんですが、その規定内容の次第じゃないかなと思うんですね。前々回に議論したときは、要は、区は従前からきちんとした個人情報保護の制度に従って適切な運用してきたんだと、ここさえ入れればいいんじゃないかなと、そういう理解でいたんですよね。それをうまく入れることは別に、法の目的を超えることにはならないんじゃないかなと。

つまり、法の規定を超えて今までやってきたことを押し通しますよと、そうなれば当然不適切なんですけど、当然法で求められた範囲のものは制定していくということなので、その前もしくはその前後か、そこは技術的なところだと思うんですが、例えばこれは例ですけども、改正法に基づいて、規定を整備するというようなことを入れた後で、運用にあたっては従前のですね、区は従前からきちんとした個人情報保護の運用してきたことを踏まえ、法に従って適切に運用していくものとするとか。さらっとやれば、所管課がいうような、法に違反することはないんじゃないかなと思うんですね。趣旨規定で入れる内容をそのようなイメージで考えていたので、多分これ総務課さんが決定していただいたんだと思うんですけど、非常に真面目に議論して考えちゃったんじゃないかなという気がするんですね。当然のことながら改正法に反することはできませんので、法施行条例ですから、ひな形にあったような形のものを書かなくちゃいけないと思うんですけど、その前後にですね、今言ったような形で、目黒区はちゃんとやってきたんだよということ、これからもそれを踏まえてきちんとして法に従ってやってくよということを入れることは、不適切じゃないと私は思うんですね。

総務課さんすごく真面目に考えちゃったのかなというのが2番に対する考え方です。ただそれは、目黒区さんの所管課の考えですので、適切なのだということになれば、それは仕方がないと思います。あと④のところは、結果的にこれでこういうふうに行っていくよということは、要は議会の会議録の方に記録が残るということによってらっしゃることですかね。

区側

そうですね。

委員

わかりました。関連してですが、これは区長部局の方の権限ではないんですが、審議会には区議会議員さんがいらっしゃいますので、条例の附帯決議をしてですね、今まで目黒区はしっかりやってきたんだからそれを踏まえてやってくれみたいなですね附帯決議を入れていただくと、ダブルですね、公式に記録が残るのかなという感じがするんです。ただそこは、区長部局の権限ではないので、区議会の方の権限ですので、ただそういう手法もあるかなというふうに思ったところです。

委員長

私自身も、2番はこの間の議論からすると、法の趣旨に反することは許されませんが、目黒区のこれまでの経緯を踏まえてこれからも法に則って運用するという趣旨をどこかに入れたいということですから、それが基本方針よりは、やっぱり最初のところで、何とか入れられないかという、そういう議論の方が前々回あったと思うんですね。だから全部というか、一条のところに入れ込めないかっていう話を、大分皆さんされていたかと思うんですけども。なので、そういう点で、明らかに法の趣旨を超えることが書けないのは当然なので、そこの表現の仕方ですね。

さらに、3のところの個人情報保護に関する基本方針、これおそらく条文を作ったとしても、基本方針についてはまた別途告示をしていくわけですね、区の方から。そうする

と、区で定めた基本方針を公表する際に、そこに、これまでの経緯に則って、これからも目黒区は法に則り、皆さんの個人情報を適正に扱ってまいりますっていうのは、当然書くと思うんですけど。そこに書く話を条文に盛り込むというのは、位置的にも座りが悪いという気がしたんですけれども。なので、それでしたら重複するにしても、似たような表現で、この基本方針を策定するにあたっては云々というところで、従前の目黒区の経緯に則りというか、サラッと入れて対応させていくと、より目黒区の姿勢っていうのが条例を見た人に伝わる、というふうに今回を踏まえると、私自身はそうした方がいいんじゃないかなというふうに思ったんですけれども、そのあたりはまだ区側の方で検討の余地ってありますか。

区側 今日いただいたご意見を踏まえまして、もう1回総務と話はしてみたいと思っております。ありがとうございました。

委員長 他にですね、検討用個票の追加事項の方は委員方いかがでしょうか。開示請求の手続きのところはね、目黒区ではほとんど開示請求手続きが先に来なくても、やってたんですよ。

区側 そうですね。

委員長 そういう意味では、法律の方が、区の方と同じになったということでもいいですか。今までは、区条例とは異なって、開示請求も前置を求めていたのが、今回のガイドライン提示で、必ずしも前置は必要ないというということですね

区側 そういった方法も取れますよ、ただ条例でそこらへんはちゃんとうまく規定してくださいね、という前提のもとに、ですね。

委員 ということであれば、資料9の3（1）の2点の追加事項ですが、小委員会の意見としても、国の方でオッケーだと言うんだったら、前置不要の制度として条例で規定しておいた方がいいんじゃないかと。

3点目の追加事項のオンライン申請についても、これは書かれたとおりで、別の方法を規定しますよというよりも、同じような起算、期間にして、それで間に合わなければ延長をしていくんだ、この考えのとおりだと思いますので、条例の中で必要であれば、この3点については明記していけばよろしいのかなと思います。

委員長 目黒区が開示請求を前置しないという手続きの対応をとってますので、法が条例さえ整えれば可とするということであれば、特段目黒区の制度変更に大きく繋がる話ではないので、これについては規定を整備していただいて、法の趣旨を外れないわけですから、目黒区はこのとおり規定をおきました、従前通りやっていきますということをお示しするので、よろしいかと思いますが。いかがでしょうか。

委員 賛成です。

委員長 この点については開示請求の前置を必要としない対応ということで規定を整備していただきたいと思いますが。他に皆様方のお気づきの点等ございましたら、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(2) 諮問事項の検討（目黒区の独自措置について）

ア 自己情報開示請求における不開示情報等【条例任意規定】

委員長	<p>それでは先に進めてまいりましょう。(2) 諮問事項の検討 ア 自己情報開示請求における不開示情報についての検討に入って参りたいと存じます。</p> <p>区から、説明をお願いいたします。</p> <p>(区から説明)</p> <p>ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、皆様方のご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いいいたします。</p>
委員	<p>ちょっと質問を先にいいですか。</p>
委員長	<p>はい。</p>
委員	<p>資料5-2のですね。一番上の②にあります3行目の最後に、行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる場合に限るという制限があるんですけど、私よくわかんなかったんですよ。</p> <p>改正個人情報保護法と行政機関情報公開法って整合されてるわけですよ。その準ずるってなると、どんな場合なんでしょうかと。ちょっとよくわからなかったんです。認められるんですかねと。つまり、改正法の不開示事由っていうのは、情報公開法と基本的には同じになっちゃうってことですよ。そうすると、準ずる場合は特別な規定を設けてもいいっていうんですけども、二つの法律が同じなわけですよ、基本的に。それって、改正個人情報保護法の枠を超えちゃうんじゃないかと。つまりですね、その準ずるっていうのは、行政機関情報公開法に準ずるが認められちゃうと、そうすると改正個人情報保護法に準ずることになっちゃうわけですよ。でも準ずるって駄目なんですよ。改正個人情報保護法に準ずるのは認めないよと、基本的に言ってるわけですよ。枠に入りなさいと、入れなさいというのが国の考えですよ。そうすると、これよくわからなかったんですよ。だから、行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる場合っていうのは、何が考えられるのかっていうのが分からなかったんですけど、ちょっと事務局でわかったら教えていただきたいんですけど。</p>
区側	<p>事務局の方でもですね、この準ずるというのは、何が準ずるのかっていうところは、確かに懐疑的でございまして、個別条文の解説を見ても、はっきりとそこまでは書いていないんですよ。ですので、法の解釈を適用する場面で、もう一個一個考えていかなきゃいけないっていうところがあるのかなっていうところがありまして、我々もちょっとハテナが出てるところでございます。</p>
委員	<p>これはですね、全然わからなかったの。事務局は分からないということが分かりましたので。</p>

委員長	<p>ガイドライン等で多少示しがあるのであれば、こちらも判断できるんですけども、そういうところも事務局としてもわからないのだとすると、準ずるものとしてやはり考えられるかと言われると、ちょっとありますよね。</p>
委員	<p>結局個人情報保護法の枠の中でやりなさいというのがありますので。それで両法律が整合してる以上、情報公開法で準ずるものは保護法の準ずるになっちゃうので。それって認めないんでしょっていう話になっちゃうんじゃないかと思うんですよね。ちょっとわからなかったんですよね。でも、事務局は分からなかったということが分かりましたので。</p>
区側	<p>Q&amp;Aにも特段ないんですよ。準ずるが何なのかという説明が。現状ちょっとないと思っております。</p>
委員	<p>質問は以上なんですけれども、意見に移りまして、まず5-1の資料の初めからいきますと、検討の視点についてはですね、このような形で書かれて、要は改正法の範囲内であるということが何かすべて議論を考えていく上でのポイントなのかなというふうに読んだところですよ。</p> <p>検討材料を順にやっていきますと、まず改正法における意義なんですけど、これ基本的な考え方でいきますと、やっぱり①につきましては、現行の区の個人情報保護条例で開示してるというのは、やはり区の姿勢としては、整合させて開示を維持していくべきじゃないかというふうに考えたところです。</p> <p>②につきましてはのところに問題があるんですけど、まず、この②に該当するものはあるのかどうかまず検証していただいて、その該当するものがあつた場合ですね、なぜ不開示としているんだという理由をまず精査をして、その精査の結果、新しい条例の中で、定義することが必要であれば条例とする必要がありますし、その必要がないということであれば条例は不要だというふうな整理になるんじゃないかと思ひまして。結局、区の姿勢として、今まで開示してきたものを、いわゆる法が認めてるから、開示してたものを開示しないことにするってことはやっぱりよくないんじゃないかなという考えです。逆に今不開示してるものが開示されるのは、必ずしもそれを否定するものじゃないので、ただ本当に不開示が必要な場合もあるので、そこはよく議論していただいて、本当に不開示が必要だったらやっぱり不開示する必要があるんじゃないかということを考えてところです。</p> <p>1点目についてはそういうことなんですけど、従来区の姿勢、開示の姿勢は維持すべきですけども、不開示についてが開示になる場合は、本当に不開示が必要なのかどうかは、議論して、本当に不開示が必要だったらやっぱり不開示を維持するしかないんじゃないかと。開示してもいいんだらうっていうことであれば、無理して条例を作って不開示にすることはないんじゃないですかということですね。1についてはそういうふうに考えたところです。</p>
委員長	<p>現状で大きくずれてるところってありますか。</p>
区側	<p>区の情報公開条例とですかね。規定っぷりが全然違うんですけど、法人に関するところとかっていうのは、やはり自己情報だとちょっと違うのかなと。</p> <p>そういうくくりで、5-2ページから5-3ページの表に該当する部分だと思いますが。</p>



委員	結局今回、後ろでいろいろと項目をあげていただいたものが、改正情報公開法と、改正個人情報保護法と区の情報公開条例との違いがこの後ろのほうですね。
区側	そうですね。5－2ページから3ページなんですけど、下線が引いたところが、改正法と、情報公開条例の差異なところですよ。
委員	他にはないんですよ。私も気がつかなかったもので、このぐらいかなと。そこについて、今言ったようなのが基本的な考えなので。できたら開示すべきものは開示していけばいいし、不開示なものは本当に不開示が必要なのかなというところを議論していただければいいのかなと。基本的な考え方はそんなところで。法で開示になるものを条例で不開示にするのは、さっきやった行政機関情報公開法の5条に準ずるものじゃないとダメだと多分なると思うんですよ。そこで本当に不開示が維持できるのかというのは、実はよくわからないんですけど、一つ一つ個別で議論しかないのかなと。今私がお説明したのは、基本的な方向性だけであって、それぞれ違いは、おっしゃるように、資料5－4からが本題ですよ。そこで議論したら、具体的に出て来るかもしれません。
委員長	法の意義に書かれてる方針が、法が言ってることなので、実際に規程を作るかどうかはおくとして、これはその通りだろうと思うんですね。実際には、その行政機関情報公開法5条の規定に準ずるっていうのがわからないのは何かちょっと気持ち悪いんですけど。これは行政側でもわからないということなので、こういう方針については、我々も確認をしたと。その上で、個別の方で条例を作る必要があればっていうところは、細かく次のところでまた検討していくべきであるという結論で、ここはよろしいでしょうか。委員まだご意見があるんですね。では引き続きお願いします。
委員	1については以上です。2についてはお書きいただいた通りだと思いますので、特に意見はありません。3番ですけども、まず一番の不開示情報の比較ですけど、資料5－3の一番左の③なんですけど、これちょっと間違いが致命的なのかなと。法人等に関する情報で（次を除く。）となってますけど、これは逆で、法人等に関する情報で不開示情報は以下であると。除かれるのはここに書いてないんですけども、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要であると認められるものは除くということで、一番右の②のアと同じような規定が除くものとしてありますよ、というふうに、これは誤植だと思うんですね。そうじゃないと、その先の議論ができなくなっちゃうので。③の法人等に関する情報で不開示事由に該当するのが、ここで挙げているイとロであって、除かれるものは右の②のアと同じような人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要であるというものは除くと、いう規定ですので真逆になっちゃうんで、これは修正した方がよろしいかと思います。これは資料の修正の部分で、そこだけ修正すれば、下線部分も含めて、当然表にまとめてありますので、言葉は少し省いた形になってますけども、概ねこの通りだと思います。今の修正はそれでいいですよ。
区側	そうですね。ちょっと記述がおかしくなっていますね。直します。失礼いたしました。
委員	そうになっているということで、続きまして次からいよいよ本格的な資料5－4の（2）に入るわけですけども、いただいた区の検討がですね、まだ不十分かなという感じがし

てます。公開条例7条2号のイについてはですね、包含するという事なんですけれども、結論は同じなんです、理屈づけがちょっと違いまして、まず改正法78条1項3号と、条例7条2号アですね。これが法の除外規定と同じような規定だと、いうふうに考えてます。

それでイについてなんですけれども、イは私はこれ区の条例の中でですね、アの特出しじゃないかと思うんです。つまり、アの人生命健康生活または財産保護するために開示する必要があると、その中の特別なものとして、消費生活等がですね、いろいろ区政の中で重要な課題だから、これを特出ししてるというふうに読めるんじゃないかなというふうに思います。そうすると、アの特出しですので、イはアに含まれると。そうすると、アと法律上の3号は同じですので、そうすると結果的にいえば、イは法律の中に含まれるんだと。こういう理屈立てになるんじゃないかなというふうに、整理しました。

区の検討が不十分だというのは実はウのところなんです、条例のウについては議論してない。つまり、アやイに準ずる情報で、特に公にする必要ある情報は不開示ですよというふうに言ってるわけですけど、これについてどう取り扱うかはちょっと今回の資料の中に入ってないということで、このところはどなんだろうかと。どうしても準ずる情報ということなので結局、アとイではありませんよということになるわけですから。つまり、法で認めてる法の3号で読めるものはアですので、ウは法に準ずるものになっちゃうと思うんです。改正法の不開示事項ではないので、開示事項に対しての準ずる情報になってると思うんです、ウは。そうすると、そのところ、つまりウが開示事項として必要なかどうかという議論が区の方はされてないというので、議論が必要になってくるんじゃないですかというのが2に対する意見です。

委員長 区側いかがですか。ペーパーには何も書いてないんですけど。

区側 そうですね。このウに関する部分の議論が、正直できていないというのが現状です。

委員 議論いただいて、必要かどうか結論をいただいて、それを開示としていく必要があるんですよということであれば、開示とする必要があると思うんですが、改正法の制約がある。また逆に、不開示とする場合は、ただ、先ほど言った、行政機関情報公開法に準ずるかどうかなんです。準じなければ駄目だということになるわけですよ。そうすると、ウについては、新しい条例の中で不開示情報として加えることはできませんってなるんですよ。結局そうなるんだと思うんですよ。区の方でちょっと議論していただければなというふうに思うんですよ。

委員長 はい。これが必要だとすると、条例で制定しなきゃいけないということになりますかね。この区の情報公開条例の②のウの議論がなされていないと。これをもし残すのであれば、条例上規定する必要があるかもしれないですね。ただ、その場合でも、不開示とするなら行政情報公開法5条に規定する不開示情報に準ずる場合に限られるようになってしまうので、委員がおっしゃるように書けるのか。直感的には、ウに該当するものがあつたとしても、条例には書けそうにない気がしますね。ここに該当するものとして区が何を想定して、その整合性が先ほどの行政機関情報公開法5条の関係でどうか、って言うのが把握できるというかと思うんですが、この件は持ち帰って考えた方がいいですか。

区側 そうですね。厳密にですね、このウのところの準ずるものってなんだっていうところ

については、手引きなどにも具体的には書いてなくて、アまたはイに直接該当しないがそれらと同様の趣旨であり、情報の内容も酷似しているものをいう、ということしか書いてないんです。

なので、運用としてどういったものを適用しているのかっていうところも踏まえた検討で、ちょっと持ち帰らせていただきます。

委員

(3)について気が付いた点で、(3)も論点が不十分なのかなという気がしています。確かに改正法の方の中には明らかではないということなのですが、理屈の上となるのですが、現行条例では明らかでない場合は開示なんですよ。ところが、法律上、理屈の上では明らかでない場合は、不開示となってしまうということですね。不開示範囲が拡大しちゃうことになるなというふうに思いました。この点からもちょっと検討がないんじゃないかということなんです。ただ、含まれるとかそういうだけじゃなくて、要は明らかじゃないのは、明らかにが集合の部分集合だとすると、その外側の方の明らかじゃない部分、ここについての議論がないんじゃないかなと。そののこのところを検討する必要があるというふうに思いました。ここでもやはり、不開示が広がっちゃうけどそうじゃないんだ、開示のままにするんだというふうにするんだとすれば、いろいろと改正法の制約が出てくるとは思います。

私なりにちょっと検討してみたところなんですけども、ご参考になればということで、情報公開条例ですね、不利益を与えると認められることということが対象となっていて、対象は広いわけですね。ところが改正法の方は、先ほどのイとロですよ。不開示対象はイとロのものだけですので、対象が限定されているということだと思います。改正法では条例の不利益を与えるものをイとロに限定していると考えられることができる。そうすると、改正法の趣旨からすると、新しい個人情報保護条例で対象を拡大することは認められないんじゃないかと。あくまでも、イとロに縛られちゃうんじゃないかなと思うんですね。そうするとイとロに限定されちゃうとなりますと、限定したイとロに該当する場合というのは、現行の情報公開条例がいう明らかな場合じゃないですかと、こういう整理ができるんじゃないかと。ここで個人情報保護条例で非公開の対象を拡大することは認められないと考えられるわけです。そして、限定された要件であるイとロに該当することは、明らかな場合ですよというふうに考えることができますので、法のイとロに該当しない場合は明らかではないと、そういうふうにいえるんじゃないかと思うんです。そうすると、改正法の不開示の範囲は条例では広げることが認められないわけですから、明らかでない場合は不開示となることはないんですよと、こういう整理ができるのかなと。かなりやっぱり無理筋なんですけど、こういうふうに整理すると、明らかでない場合に不開示となることはないよということで、条例で手当する必要はないという結論になるかなと。つまり、改正法は不開示事項を、もうイとロしか認めてないからそれ以上広げること自体がそもそもできないと。そうすると、明らかである場合はイとロだけに絞ったものとして検討をすると、明らかでない場合は、今と違って不開示ということにはならないということですね。ちょっとそんなような整理ができるかなということで、私の個人的な整理ですが、それを参考にしていただいて、いずれにしる区の検討はまだ十分できてないなと思ったので、少し参考に整理していただければと。

委員長

はい。他の方がいかがでしょうか。

委員

先程の委員の話と区からの資料をみて、明らかにというのが区の情報公開にあるという

のは、改正個人情報から見ると、その方が広いので、明らかとしても、当然これに含まれてるから、限定的解釈からあえて条例で記載する必要はないというのが区の方針という理解でよろしいでしょうか。明らかでない場合を検討してないと、そこが明確にすべきかというところでしょうか。

委員

明らかではない場合は法との関係性で、取り扱いが違ってきってしまう可能性がある。区として検討していただいて。さっきもちょっとかなり無理筋の理屈だと言ったんですが、明らかという文言が改正法上はないわけですが、明らかの場合というのは、イ又はロに該当する場合だけなんだと整理してしまえば、条例と法との間の整理がつくかなと思っただころなんですけどね。

委員長

区の情報公開条例には「明らかに」という文言が入ってるのに対して、今回の改正法だと入っていない。法の本来の筋からすると、法は不開示としているけれどもその隙間の部分は、本来目黒区では開示に該当するから、条例を作ることで開示ができることに該当してしまうんだけど、そこは解釈で対応すべきところだから、あえて何かを作る必要はないんじゃないかという趣旨でいいんでしょうか。その部分については、もう少し検討があっただけよかったんじゃないかということですよ。

委員

趣旨はそういうことです。

区側

意見いただきましたのでちょっと改めて検討させていただきたいと思います。

委員

やっぱり法律で定めたことと、区条例との間で1つの言葉が入るだけで、ちょっと何か違うようにとられるっていうのは、どういうことなのかなっていう感じもするんですよ。もちろんそのために、新たに何か規定を設けたりなんかするっていうことは、非常に面倒なことなんだけど、なるべく言葉は法律に沿った方が良いのかなっていう感じもちょっとしますよね。

なんか、この違いによって、期待感が生まれるっていうとあれですけど、公開を求める方がね、それを法律が許すのかどうなのかという、別に国の立場を支持しているというわけではなく、目黒区のできる限り自由な公開制度だとか個人情報保護とかというような、厳格な個人情報保護法に基づく、自由な公開ということ認めるということに関しては賛成なんですけれども、その辺の違いをどういう風にとらえるかというのは、もう1回検討させていただきたいと思います。

委員長

筋からいけば、目黒区で言う明らかに不利益をもたらす部分を超えているところですよ。その法律との隙間の部分が法律の立て付けからすると、目黒区の条例に規定さえ作れば公開しても差し支えないということにはなる、そこを明確に条例の条文を作っておいた方が、現行の制度とは整合的ではあるわけです。ただ、それだと、法そのものの立て付けとはちょっと違うので、そうすると法に従った形にした上で、運用レベルで事実上の対象とする方が好ましいのではないかと。最終的にはもちろん区の方で検討してもらった上で、両委員のご意見からすると、この部分について特段の条例追加条文であえて公開するという規定を作らなくてもいいんじゃないかということですかね。お二人からこういったご趣旨のご提案がありましたけれども、他の方はいかがでしょうか。

委員	<p>「明らかに」という文言があると、別次元に移りますよね。そういう中にありまして、明らかがなんだというふうになると、なかなかこれがこう解釈としては非常に宙ぶらりんものになり、なかなか明確化することは現実には難しいかと。運用面で対象とするかどうかという。</p>
委員長	<p>おそらく、ここで明らかと明らかでない部分の隙間を条文化しろって言われたら、区の方が困ってしまうと思います。かえって変な解釈も十分に想定がされます。それであれば、先生方がおっしゃるように、法に従った規定にしておいて、実際の区の方が大きく違った取扱いはしないというぐらいは、運用上の落としどころになるのかなと思います。</p>
委員	<p>ちょっと先走るかもしれないんですけども、情報公開条例の改正が必要かというところが最後にあるんですけど、結局今も違うんだから改正する必要はないでしょうという考えが基本的なんですよ。ですから、今委員長さんがおっしゃったように、基本的には法が全部統一ルールですから、それでやっていくしかないというのも一つの考えだと思うんです。ただ、さっき言った基本的な考え方で、改正法により区が従来開示してるものが不開示になってしまったら、開示のままができますとか、逆に不開示が開示になるのなら、だったら不開示のままを維持できますよと、そんなことが書いてある。区とすると、やはり制度を作るときには、検討しておく必要があるのかなと。落としどころの考え方なのですけれどもね。議論はしておいた方が良いかなというところですね。</p>
委員長	<p>そういう議論をきっちり形にしてないと、この部分で情報公開制度が後退したと受け止められるのは、区としても本意でないと思いますので。建付けの仕方がいやらしい。こういうところはガス抜き部分で独自性を認め、他のところは認めないという。</p>
委員	<p>続いて（４）についてなんですけど、これはちょっと区の見解が、すいませんが私無理があるというふうに思いました。３号のウの規定なんですけども、法の方の６号に含まれるよという、そういうご意見だと思うんですけど、条例の３号ウが規定する情報というのは、改正法の６号の規定内容と違うんじゃないかなというふうに思ってます。それで、実は結論は改正法の範囲内に収まると私も思ってるんですけど、理屈付けでちょっと違いまして。この３号のウの規定する情報というのは、改正法の７８条の７号の方だと思うんですよ。７号の方が事務又は事業に関する情報といってますので、条例７条３号ウの情報については、これは改正法の７号の方の事務又は事業に関する情報と、これに位置付けられるんじゃないかと。従って、その他の当該事務または事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの、その一つとして、条例上のウを考えればいいんじゃないのかなと思うんです。結局、事務又は事業を適正に遂行するためには、当然協力関係が不可欠だということです。その協力関係を著しく損なう恐れというのは、結果的に事務又は事業の適正な執行を妨げるというふうになりますので、３号のウは法の６号じゃなくて７号に該当するという整理をして、だから改正法の範囲内に収まるから条例は不要だと、私はそちらの方がこの情報の性質に着目すると妥当なんじゃないかなというふうに考えます。</p>
委員長	<p>区が６号として考えたのはどの部分からですか。</p>
区側	<p>まさに区の条例中で言っているものに合致するものとして、国や地方公共団体等との審</p>

議、検討又は協議に関する情報であって、開示することに率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれというのが条文上規定されてますので、まさにこれなのかなというところで、読んだところです。第1回を配布させていただきました小委員会資料の0-0、44ページに規定がございます。

委員 今区がおっしゃったところ、実は6号については、区の条例7条3号のエにあたるのではないかなと思うんです。だからウに6号を充てるのは無理があるのではないかなと思うんです。

委員長 私自身は6号に合致するのは、情報公開条例の3号のエで、それ以外のところは7号と合致すると読んだので、委員のおっしゃった通り、6号にすべてこじつけなくてもいいんじゃないかなというふうに思うところがあるので。

区側 頂いたご意見を踏まえまして、ここはもう1回精査させていただければと思います。

委員長 どちらにしても法の範囲内ではあると思うので。

委員 条例解釈だと思います。

続きまして(5)についてなんですが、ここももう一步踏み込んで議論していただければなと思っています。というのは、「著しく」しかないんですが、改正法の方は「不当に」という要件がついているんですよね。その改正法の「不当に」と、条例の「著しく」が、これがどうなのかというものを、検討いただく必要があるんじゃないかというふうに考えました。先ほどの運用上の考えとしてですね、条例の「著しい」というのは、改正法の「不当」と同義なんだと。相関関係とかではなく全く同じというふうに運用上考えれば、その考えに立てば条例化は不要だと考えます。ただ、この法に「不当に」がついてることをちょっと議論から落とされている。「不当に」って書いてあるんですけど、「不当に」と「著しく」の同義性というんですかね、そこのところを議論いただいて、私は、「不当に」と「著しく」は同じだと運用上整理してしまえば、条例は必要ないなという結論は無理がないと思うんですが、そこの議論がないのが気になるというところですね。

委員長 私自身は限定してる書き方をしていると見たので、そうすると、「不当に」と「著しく」はイコールではなくて、「不当に」の中でさらに「著しく」と限定されるという解釈をしたのかと理解したんですよ。このあたりはいかがですか。

区側 そうですね。そこはもう少しですね、区の中でもいろんな意見がある中での記述なので、ちょっともう少し議論はさせていただいて、もう1回整理をさせていただきます。

委員長 私は委員の意見を聞いて、そう言われれば、イコールととらえることが可能かなというふうには聞いて思ったんですが。私自身は、最初に資料いただいて読んでいた時は、やはり「不当に」と「著しく」はニュアンスが違うので、かつ限定する言い方をしているところからすると、やはり広い「不当に」をさらに縮めた言い方として、「著しく」と理解したのかなと思ったのですが。

区側	そこはまだ聞いた議論できていないところですので、「不当に」っていうところはやはり議論の遡上から欠落しちゃってる部分がありますんで、委員がおっしゃったみたいに、こちらもハッとしたんですけども、ちょっともう1回精査をさせていただければと思います。
委員長	解釈論として、委員の取り方はうまい取り方だなというふうに思います。そうすると、そうとらえることで、そもそも条例化する必要性は生じないっていう説明がはっきりできるというのは、私もそう思いました。そうすると、わざわざ限定してるというとらえ方をしなくても、法の趣旨を既に現行条例では対応しているので、ここは問題ない。ただ一般的な語法としてはやっぱり違うので、そこはしっかり議論していただければと思います
委員	6につきましては、書いてある通りだと思います。改正法の趣旨に従うしかないなと思います。資料にもありましたけれど、改正法以外の法令で不開示となっているというのは、改正法の不開示事由のどこかに該当する可能性が高いということですから、適切な制度運用が大事であって、そのことに努めていくということで、事実上現行と変わらないような運用が可能じゃないかなと思います。結論は区と同じになります。
委員長	区の情報公開条例で、法令により公にすることができない不開示事由については、現行改正個人情報法の方では個人情報保護法が定めた範囲と行政機関情報公開法に基づく範囲ということですから、結局これを超えることについては、条例独自規定を作らない限りは、どちらにしても無理ということですよ。これと同じ趣旨のものを残す必要があるかと言われたら、わざわざ言う必要はないだろうと。後は区がご提案してるように、何か該当する必要があるときは、実質的にその場で判断するしかないというご提案ですよ。この点については法令に従うしかならうということですから、この点については区側の提案でよろしいということですね。
委員	(7)の件ですが、結論は先ほどちょっと言ったのですがけれども、情報公開条例の改正まではやはり必要ないと。もともと個人情報保護条例と情報公開条例との間で、規定ぶりが異なっていますし、法律の方も実は両方とも完全に一致しているわけじゃないわけですよ。そういう点を考えますと、何も情報公開条例まで改正する必要はなく、今のままで情報公開条例はいいんじゃないかと。これは区民にとってわかりにくいとは思いますがけれども、これは区が主体的に規定する情報公開条例と、国の統一ルールに基づく個人情報保護制度ですね、その違いとして、もう割り切ってくしかないんじゃないかなという意見です。
委員長	皆様、いかがでしょうか。現行法に従うと、ある程度のすり合わせはいるかもしれないので、情報公開条例の方にもそれに合わせて一定の規定化をするっていうのが一つです。ただ、今までの議論からすると、必ずしもそこまではいらんんじゃないか。現行の情報公開条例をある程度、個人情報保護法の範囲内で対応可の、議論の余地があるとしても、ある程度読みかえ可能な部分が多いので。そうすると個人情報保護条例を改正する際におそらく区報に載せたり区民への周知をすると思うんですけど、その際に情報公開の話とあわせて、いろいろ説明するときに、情報公開条例の方は大きく変えてませんというふうな説明で整合性を説明する。そういう点で言うと、この現行の範囲内で個人情報保護法には十分対応できているから、法に適合している部分以外はいじる必要がないんじゃないか

委員	<p>と。検討する部分は検討しなきゃいけないんですけども、委員のご意見を踏まえると、そういうことになるんですけども、先生方いかがですか。</p> <p>区側の説明で十分かと私も思っております、細かい「著しい」が「明らかに」っていうところ、ここは確かに違いがありますけども、改正個人情報の広い枠の中に収まっているんじゃないかなと思いますので。委員方がおっしゃった、これで対応できていけると私は考えられるかなと。逆改正する方が、その説明を区側が区民に説明する時に難しいことがかえって出てこないかなと。今のままでいけるのではないかと、私個人は思っています。</p>
委員	<p>最初の話のところに出てきた法律は、こういう形でできているけれども、これまでの区の実績をふまえてかかってというようなことを、どこに入れるかという問題は出てくるのかなという風に思います。</p>
委員長	<p>理屈づけのところはもう少し委員方のご指摘のように、議論が十分でないところについては、もう一度区の方でその解釈の部分を詰めてもらう部分があるにしても、情報公開に関する部分を、新たな規定を不開示事由について、規定の追加であるとかまでは必要ないということよろしいですか。ここに関しては、</p> <p>あとは、委員方から意見いただいた、細かい部分の議論の詰めだとか精査をもう一度やっていただいて、その上で区の検討結果を教えてくださいたいと思います。</p>
区側	<p>承知いたしました。</p>

イ 審議会の今後のあり方【条例任意規定】

委員長	<p>はい。ありがとうございます。次は、次第のイでございます。審議会の今後のあり方、条例任意規定検討に関して、区から説明をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(区から説明)</p>
委員	<p>はい、ありがとうございます。それではこの点につきまして、委員の皆様方のご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>まずこの資料6-1の検討事項につきましては、全くその通りかなということで特に大丈夫です。検討材料に入っていきますと、その1の改正法における意義のところなんですけど、これもまとめとしてその通りかなと思っております。ただ、これからいろんな項目を検討していくにあたって、改正法の129条はあくまでも諮問に関する規定だということで、諮問以外については129条は影響してこないというふうに理解してよろしいのかどうか、そこのところなんですけどいかがでしょうか。</p>
区側	<p>はい。委員ご指摘のとおりですね、審議会に諮問することができるというところで、諮問に関しての規定でございますのでそれ以外のところについては問題ないというところで、Q&amp;Aでも建議とか、そういったことが問題ないですよということは、導かれるもの</p>



と認識しております。

委員 はい。わかりました。そうするとそこだけ確認できれば、1については、その通りというふうに思うところであります。

委員 ここは結局、審議会の構成の問題ではないかと思えますけれども。法律の方が専門的な知見ということで規定していますので、解釈的には、区の公募の人たちがいたり、議会の人たちがいたりということで、解釈として私はいいというふうに思ってるんですが、実際にこの人数をどういうふうに構成していくのかとかかっていう、できる限り学識経験者を中心にしてということに対して、それと同様の数を考えるということが現実的に可能なのかどうか、その辺りの問題があるかなという風に考えています。

委員長 あれですね、資料6－8にある区側の提案の形で、法に適合するかという問題ですかね。

委員 法に適合するかというより、もっと現実的な問題として、例えば区議会議員数2人とかっていうのを、どういう形で選んでくるのかとか、なかなか難しいかなという。現状、審議会のあり方を変えるということが難しいのかなという。なんかすごい政治的な問題とかないうふうには思いましたけれども。

委員長 目黒区ではではないですけども、議員は審議会の委員にはしないってところもありますよね。

委員 そうですよ。

委員長 二元代表制を自治体はとっているんで、そういうところから、対立関係にある議会の方は内側に入ってこないんですね。

委員 そうそう。しかも専門的知見っていうことが前提からあるところからして、それも一つのあり方かなと思いますよね。

委員長 区議会議員を除いて他の割り当てを増やすか、或いは2名だけ削って4名にするとかといったあたりでしょうか。

委員 先の方にいっているんで、委員の構成につきましては私はですね、確かにおっしゃるように、区議会議員の方が入ってるっていうのは、区長の附属機関ということでいろいろと議論があるっていうのは、聞いたことあるんですけども。ただ従前の審議会の中では、やはり区民の代表として区議会議員の方も、審議会の委員としての役割を果たされていたのかなという気はしてるもんですから、区の見解のように、現行の構成、関係団体の方や区議会の方が入ることによって、学識経験者だけではなかなか区の実情がわからないところを、その関係団体、公募区民、それから代表者である議員といった、みなさんからご意見をいただくことは、法が求めてる単純に専門的な意見じゃなくて、特に必要な場合は地域特性に応じたという条件を担保するためにも、必要なかなと。区議会議員の方が入ってるのは、これは実際区の方から、やはり附属機関に区議会議員の方が入るのはどうかということをご議論いただいて、どのように考えるべきかをご議論いただいて、そこで入っ

ていてもいいということであれば、従来の議論を見ていると、非常に有益な委員構成になっているのではないかと、私はそう思ってたもんですから。ただ根本は、おっしゃる通り附属機関に議決機関の方が入ってるのはどうなのかというのは、一時議論になっていたという記憶がありますので、そこは区がしっかりと検討していただければなと思うところなんです。ちょっと結論が出しづらいところなんですけど、

ただ、入っていたのは意義があったし、今後条例が求めている地域の特性に応じた、いわゆる施策を進めていくということが要件になってますので、それに関しては、やはり区民の代表者ですので、有益な意見をいただけるということが期待できるんじゃないかというふうに思っていたところです。

委員長

今、区議会議員が条例上7名以内となっているので、ある程度会派のバランスがとれた構成になっているので、極端な意見があっても、落ち着いて議論もちゃんとできているというところがあると思うんです。それが、区の今回の提案では、区議会議員も含めて案分すると2名となってきたときに、区議会議員のおそらく今、人数の多い党派からバランスよくいらっしゃっていると思うんですが、そこを2名程度になってしまったときに、委員が危惧されているところはそこだと思うんですけど、果たして区民の代表でもあるけれども多様な意見をもたらすものになりうるか、今の構成から減ってしまったときに、どうなるかっていうところが多分、危惧されてるところだと思うんですね。区内の関係団体の方々は、地域の実情に本当に応じているので、様々な方がいらっしゃって、ご意見を言うてくださるっていうのは、ここは維持した方がいいと。公募区民の方も同じだと。区議会議員のところはちょっと引っかけますね。委員がおっしゃったように、総論としては賛成したいのだけれども、人数比のことを考えると、党派性等偏りが出てきてしまうと。実際は選ぶのは、区議会の方におまかせするということになりますけど、そこで偏ってしまってもいいませんし、なかなかここは難しいところですね。

委員

いいですか。人数のところなんですけど。区の考えだっって一つの考えだと思うんですが、小委員会・審議会が何名にした方が良いと意見をいうことは馴染まないのではないかと、実はそう思ったんですよ。やはり区が主体的に考えていただいて、妥当性に関して合理的な説明ができる、そこが一番大事なんじゃないかなと。ここに書いてあるようなことも、必ずしも学識経験者の人数を超えちゃいけないということはないんじゃないかと。あくまでも、区の地域特性を持った妥当性を持つことが、必要な専門的な知見に基づく意見ですので、そのためには学識経験者の数を超えることがあってもいいんじゃないかと。議員だけじゃなくて公募区民の数もそうですけれどもね、学識経験者6人だから3つの構成も合わせて6人という、そこまでは厳しく考える必要はなくて、本当に妥当性があるような合理的な説明ができれば、学識経験者の人数を超えても許容されるのではないかとというのが私の考えです。

委員長

このへんガイドラインでいっているとかありますか。

区側

人数の構成については当然ないですし、住民の方が多から云々かんぬんというところも、特段規定というか、ガイドライン等の記載はないということですね。

委員長

実際に法が定める審議事項というのはほとんどなくなってしまうので、現行の審議会がやってるような内容のことほとんど行えない。

さらに、審議会が独自に調べて建議はできるけど、審議ではないと行って行わないといけない。そういう意味では確かに法の定めるところによれば、専門性の高さが欲求される、だからこそこのご提案になってると思うんですね。ただ、法は確かに地域の特性に応じたというのはしきりに言いますよね。要配慮個人情報にしても、不開示情報の点にしても、地域の特性に応じたことはやっていいということはいふ。そうすると、地域の特性に関しては、我々、一応私は目黒区民ですけども、日頃目黒区にいるのは仕事場というより帰るといふことなので、区のことには詳しいかといふと、お住まいでのご商売されている方とかのほうがよっぽど詳しいと思うんですね。そういう点では、委員がおっしゃったように、合理的な説明ができるかどうかにかかるといふのかなと。例えば、公募区民の方でも、今回何名かの方は、従来の公募区民の方に比べると、かなり専門的なご質問が多い方がいらっしゃいますよね。例えばそういう方であれば、公募でもあるんだけど専門性の高さを審議会で生かしているといふことはいえると思うんで、そのあたりですね。

委員           あと、実際どのくらい年に集まって議論するか。審議じゃいけないといふのがあるんですけども。検討することが予想されるかっていうところですね。これちょっと全然関係ない話ですけど、経済安全保障法制とかは関係ないですかね。事業やってるものを、その情報の公開とか何とか、とかっていふようなことは、問題としては出てこないんですかね。どうなんでしょう。いや、全く思いつきっていか。

委員長          さっきの情報開示の点では、経済安保法ができちゃうと、引っかかる可能性があるんですね。

委員            ですよね。だから実際どのくらいやるのかなっていった、なんかそういうところで関係するかなといふ。

委員            その点について、私の意見なんですけどもね。いろんな項目がありまして、区が考えていらっしゃるけど、新しい審議会ですべきだといふふうには考えていることは、この通りだと思っただけなんですけど、さらに加えてですね、諮問ではないけれども、専門的な意見をもらおうと。つまり、拘束力がないけれども、法を運用していく中で、こういう点についてどうですかとかといふことを聞くことはあってもいいんじゃないか、許されるんじゃないか。

もう一つは年1回の報告の実施状況ですね。例えば今、委員がおっしゃったように、例えばやはり四半期に一回ぐらいですね、報告いただいて、その報告時期に合わせて、いろんな審議会に聞きたいことといふことを整理していただいて、意見を聞くと。何かそういうような形をしていくと、建議とかですねそういうのはなかなか難しいと思うので、報告をしてまたそのタイミングで、いろいろと審議会に聞いていく。報告の内容も例えば国の動向がこうだとか、他の自治体でこんな動向があるとか、区の中でちょっとこういう困った状況があるけれども何かお知恵がありませんかっていふですね。ただこれも拘束力を持たせてしまうと、国の委員会等のバッティングが出ますので、齟齬がないような形で参考意見を聞くような、そういう審議会の運営の仕方があるのかなと。法は許してくれるんじゃないかと。多分そういうような形で、報告事項とか、強制ではない、つまり諮問にならないけど、参考の意見が欲しいんだと、専門的な知見から意見が欲しいんだと、こういうふうな形で審議会はしていかない限り、多分年1回の報告ぐらいしか聞く場がないのかなと思うんですね。それでは今までやってきた審議会があまりにももったいないですね。これはあの、この資料の中で区がしっかりと書いていらっしゃるように、やはり今ま

で機能してきた審議会を引き続き重要だから、維持していきたいということで。そうするとどうやって工夫して運営していくんですかというところが大事になる。ちょっとこれ、実は事務局は大変になると思うんですが、報告事項、それからいろいろと意見聞く事項を整理していただいて、年に最低4回ぐらいですね、四半期に1回ずつぐらい開くといいんじゃないかと。そうすると何もないと開くのもあれだから、いま年に1回運用状況報告いただいていますけど、それを四半期ごとに各四半期の報告という形で、最低限その報告事項があれば開くことができる。3、4か月の間に何か色々と動きがあって、それに対して意見を聞きたいということはあるのではないかと。諮問にしなければいいと思うんですよ。拘束力をもたしちゃうような、諮問にしてしまうとかだと法に抵触してしまいますので、そうじゃないような形で運用していけば、年に4回ぐらいですね、まあ3回か4回はあれですけど、開く必要があるかなという。そうじゃないとせっかくあるのに、活用されない審議会になりかねないと思うんですよ。1年に4回ぐらい開いて欲しいなというところを思っていたところです。

委員長

審議会の審査があるわけではないので、そこはそのまま維持したと。審議会の役割が縮小していく中で、どうするかというふうなところが委員の方々のお考えだと思うんですね。それが、報告を受けますというだけだと、現状と同じく年に1回報告を受けるだけとなってしまうと、それはちょっと審議会として機能しなくなる可能性があるだろうという懸念を委員の方々にはされていると思います。その一方で、その個人情報保護委員会の関係で、行政マネジメント課の所掌事務がどれだけ増えるのかという問題がありますから、そうすると、最低年2回は必要だろうと。場合によっては、委員もおっしゃったように各期で、4回ぐらい開くというのはありじゃないかと。ただその一方で、報告すべきことがないけれどもルーチンで決まってるからとりあえずやりますということを考えて、年に2回以上は少なくとも開いた方がいいだろうと。そして議事に応じて意見を言う。建前上、法が許していないので、諮問を作るという形にはせず、建前上区長から意見を求められたので発言しましたという程度にする会を、個人的には年3回ぐらいかなと思いますが、マイナンバーの件を含めると4回ぐらいかなと。動かしてみないとわからないですが個人的な感覚としては、夏の時期を除いて3回ぐらいかなあというところです。この点についてまとめると、審議会と審査会を分けるという点は、皆さんよろしいでしょうか。

委員

現行の審査会に審議会の機能を持たせる方向、これは無理だと思います。審査会は審査請求案件に特化していますので、結局審議会の機能を持たせると、要は合体するのと同じことだと思うんですね。そうすると組織が大きくなってしまいますが、審査請求案件をですね、たくさん的人数で審議するというのは効率的ではないと思いますのでかえってマイナスになると思いますね。別々の方がより、それぞれが効果的な活動ができると思いますね。

委員長

先程の議案にもありましたけれども、情報公開条例の方もあまり大きくいじらないっていう方向ですから、やっぱりそこは別々にしておいた方がいいですかね。

委員

実は今の審議会が情報公開の審議会でもあるんですけど、情報公開の審議はほとんどないんですよ。だから、今後個人情報保護の制度はこういう形になってしまいますので、何か情報公開の審議会としての実質的な議論ができるような、諮問もできますけども、何かこう区側のご要望があれば、要は審議会が個人情報保護だけじゃなくて、特定個人情報

もありますけれども、それに対していろいろ検討していく、そういうものになることで、よりふさわしくなっていくんじゃないかなと。ちょっと今情報公開の方が、1年に1回の運用状況報告ぐらいしかないのかなという気がして、そこが何かできるといいなど。言うのは簡単なんですけど、多分事務局大変だと思うんですけど、なんかそういうことで、個人情報保護だけじゃなく、本来ある他の審議項目、所掌事項についてですね、いろいろと見つけていただければ、より良い審議会として、活性化していくんじゃないか。個人情報保護制度でいきますと、非常に難しいんですけど、そういうプラスアルファを考えていけば、もうちょっと積極的ないい形で運営できる可能性は大きいと思うんですね。

委員長

個人情報保護に関するところは、法に抵触するのであまりできませんけれども、情報公開に関するところはまだ隙間として残ってる部分があるので、そこも含めて、審議会の機能は現状できるだけ維持していこうと。ただ、恒常的に開催する回数は減らないといけない。できるだけ、審議会として意見を求められたら、言う機会は維持していこうと。一定回数として、定例会議として開催する機会は確保した方がよいだろうと。その回数に関しては1回では少ないが、最大4回ぐらいがいいんじゃないかと。審議会の人数に関しては、学識経験者を中心にした方がいいんだけど、同数にするかどうかはもう一度検討した方がいいんじゃないかと。その地域の特性に応じた人の意見を聞くというか、SDGsではないんですけど、多様な区民の声を拾うというところで、もう少し検討する余地があるのではないかとこのところですかね。そこで先ほどの区議会議員の構成の問題も、もう少し検討していただいた方がいいかと。

委員

質問です。公募の区民の方は、どういうふうに公募して、どういうふうに決めているんですか。

区側

区報にですね、公募区民募集しますということを掲載しまして、作文を書いていただいて、それなりについていうところで、選ぶんですね。

委員

やっぱりその多様性とかっていうことを考えると、その公募区民というのも大きいかなと思う。

委員長

以前に障害を持った方がいらっしゃるときもありましたね。審議会のあり方について、かなり委員方から、つっこんだご意見ありがとうございました。

委員

ひとつ確認したいのですが、国の方は専門的な意見を、かなり技術的なものを例として挙げてるんですけど、今の審議会条例をみていると、11条に意見聴取ということで、審議のため必要があると認められる時は関係職員その他関係人に対して出席を求めて意見を聞けると、このところは生かしてくれるんでしょうかね、改正法は。ちょっと技術的なところは、委員長さんは得意だと思うんですけど、私なんかよくわかんないわけですよ。すると、つまり専門的な意見を聞きたいときにはそういう人をお呼びして意見を聞くことができるかとそこが維持できるのかどうか。ここはどうなんでしょうか。

区側

特段国からの資料は、そういったところの記述はないんですけど、審議会のあり方として、当然あり得ることだと思いますし、皆さんそれぞれ専門的な分野が一人一人違うということもまさにその通りですので、全然別の方を呼んできてその方の特別な専門的

委員	<p>な意見を聞くってことは当然ありうるのかなと思っております。そのあたりは大丈夫だと思ってます。</p> <p>学識経験者はですね、国の例示に合わせる必要はないと思いますので、現在の形が維持できるのかなと思うんですね。</p> <p>ちょっとそのところが心配だったものですから。</p>
委員長	<p>法による縛りがあるとしても、できるだけ今、この手の審議会にしたら珍しく女性の方も多いですし、様々な年齢の方で広く構成されてます。こういう形をできるだけ維持する方が様々な観点から好ましい、法の範囲を超えることはできないので、そのギリギリのラインで現状維持を狙えればいいかなと思いますね。審議会の今後のあり方について、大分込み入った点も含めて委員方からご意見をちょうだいいたしました。改めてまた、詰めるべきところを含めて、区の方からご報告いただければと思います。</p>

### 3 その他

委員長	<p>議題として、ご用意していたものは以上になります。</p> <p>今回の小委員会の予定でございますが、本年5月31日火曜日午後6時から特別会議室ですね。このことと同じ特別会議室で開催を予定してございます。事務局の方からその他連絡事項等あればお願いいたします。</p>
区側	<p>はい。会議録についてちょっと滞ってるところがございまして、早急にこちらは対応させていただきます。またご出席者の方の内容確認等をお願いしたいと思います。第4回の小委員会についてはですね、感染症の拡大に伴って、対面での開催が難しいという場合も大いに想定されるところがございまして、そういった場合には、オンライン開催等にさせていただきます。そういった場合もございまして、その場合は委員長・副委員長とご相談上、また事務局からご案内させていただきます。</p>
委員長	<p>はい。ありがとうございます。毎日のニュースを見ていると、新型コロナウイルス感染者数が、今日は減った、今日は増えたという感じで、予断を許しません。何とか無事にこういった形で議論を続けることができることを祈っております。それでは、ただいまをもちまして閉会とさせていただきます。遅くまで皆様ありがとうございました。</p>

以 上